

## 第 7 章 広 報 活 動



労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じた労働関係のトラブルを迅速に解決し、労使関係の安定を図る行政機関であることを、広く県民の皆さんに知っていただく広報活動を行っています。

#### 1 労働相談週間及び3連休集中労働相談会の実施

平日の日中では相談できない方のために、2月に「労働相談週間」、10月に「3連休集中労働相談会」として、平日の受付時間を延長したり、土曜・日曜・祝日にも相談を受け付けました。

|          | 労働相談週間                            | 3連休集中労働相談会                        |
|----------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 期 間      | 令和7年2月1日(土)～<br>2月7日(金)           | 令和7年10月11日(土)、<br>12日(日)、13日(月・祝) |
| 時 間      | 平日 8:30～19:00<br>土曜・日曜 9:00～17:00 | 土曜・日曜・祝日<br>9:00～17:00            |
| 場 所      | 宮崎県労働委員会事務局内                      |                                   |
| 相 談 方 法  | 電話、面談、インターネット(相談フォーム)、FAX         |                                   |
| 対 応 者    | 事務局職員                             |                                   |
| 期間中の相談件数 | 9件                                | 4件                                |
| うち平日夜間   | 1件                                | —                                 |
| うち土日     | 4件                                | 4件                                |

(注) 「平日夜間」は、平日17:00～19:00に相談を受け付けた件数

#### 2 労働委員会委員による労働相談会の実施

令和6年2月から偶数月に実施していた「労働委員会委員による労働相談会」を、令和7年は、2月及び5月以降の毎月、実施しました。

その結果、令和7年は9件の相談を受け付けました。

### 3 ホームページでの情報提供等

労働相談の受付状況を見ると、労働委員会の認知方法では「ホームページ」の割合が最も高く4割となっており、次に他機関からの紹介が2割を占めております。

このため、ホームページに最新情報の掲載（随時更新）をするとともに、労働相談週間等の機会を捉えて、関係機関への周知依頼に努めました。

## 労働委員会の認知方法推移

|          | (%)  |      |      |      |      |      |      |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|
|          | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
| ホームページ   | 39.7 | 43.1 | 54.9 | 55.7 | 50.8 | 43.9 | 40.0 |
| 他機関からの紹介 | 12.9 | 13.5 | 12.6 | 10.1 | 12.6 | 14.3 | 19.2 |
| 労委を既知    | 4.2  | 4.8  | 4.8  | 5.9  | 4.1  | 1.9  | 4.9  |
| 知人からの紹介  | 3.8  | 4.8  | 5.4  | 3.0  | 3.4  | 4.4  | 5.3  |
| パンフレット類  | 5.4  | 5.8  | 2.8  | 2.6  | 2.3  | 1.9  | 4.5  |
| テレビ      | 5.0  | 2.6  | 2.2  | 6.6  | 2.0  | 3.7  | 3.4  |
| ラジオ      | 2.2  | 3.8  | 1.2  | 1.3  | 0.7  | 1.9  | 0    |
| 電話帳      | 5.8  | 1.0  | 1.4  | 0.9  | 0    | 0.3  | 0    |
| その他      | 0.6  | 1.6  | 1.4  | 0.6  | 0.5  | 1.6  | 1.1  |
| 市町村の広報誌  | 1.2  | 1.4  | 1.6  | 0.7  | 0.5  | 1.2  | 2.6  |
| ポスター     | 0.2  | 0.2  | 0.3  | 0    | 0.2  | 0    | 0.8  |
| 新聞       | 1.6  | 3.0  | 0.9  | 0.9  | 1.8  | 1.2  | 0.8  |
| 不明       | 17.1 | 14.3 | 10.5 | 11.6 | 21.2 | 23.7 | 17.4 |
|          | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  | 100  |

The screenshot shows the official website of the Miyazaki Prefecture Labor Commission. At the top, there is a navigation bar with the Miyazaki logo and various service categories like 'Health and Welfare', 'Disaster Safety', 'Tourism', 'Education', and 'Business'. Below this, a large banner features the text '職場の困りごとをご相談ください' (Please consult us about workplace problems) and '働くあんしんサポートダイヤル' (Working安心 support dial). The phone number '0985-26-7538' is prominently displayed, along with the operating hours: Monday to Sunday (excluding public holidays and New Year's Eve), 8:30 AM to 12:00 PM and 1:00 PM to 5:00 PM. Below the banner, another section promotes the '「あっせん制度」' (A-ssen system), stating it is free of charge and confidential, and can be used by both workers and employers. At the bottom, there is a 'New Information' section with a link to a report on the 10th consultation week.

(宮崎県ホームページ)

#### 4 各種媒体による広報活動

2月の「労働相談週間」や10月の「3連休集中労働相談会」、「労働委員会委員による労働相談会」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MRT「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MRT「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Todayみやざき」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：各市町村広報誌
- ・ SNS等：「宮崎県広報」Facebook、X、LINE  
「県雇用労働政策課」X、LINE、メールマガジン
- ・ ホームページ：「福祉保健課」ひなたこころサポート

#### 5 出前講座

企業や学校等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を実施し、注意すべき労働法令の解説や、労働委員会制度のPR等を行いました。

令和7年は2団体で講座を実施しました。

なお、今年からは委員が講師となり、豊富な経験等に基づく講話を行いました。

| 講座テーマ                         | 実施実績              | 担当委員 |
|-------------------------------|-------------------|------|
| 職場でトラブルに遭わないために<br>(労働者・学生向け) | 2月28日(金) 日南看護専門学校 | 中川委員 |
| トラブルのない職場づくり<br>(使用者向け)       | 7月29日(火) 串間ひまわり会  | 関本委員 |

### 出前講座の様子



## 6 啓発パネル展

労働委員会制度の更なる認知度向上を図るため、新たな取組として、制度の内容及び相談事例を紹介する啓発パネル「労働問題でお困りの方へ～労働委員会に相談してみませんか?～」を作成しました。

また、10月の「3連休集中労働相談会」に合わせ、県立図書館においてパネル展を開催し、来館者に対して制度の周知・啓発を行いました。

| 日 程             | 場 所              |
|-----------------|------------------|
| 10月8日(水)～19日(日) | 宮崎県立図書館 1階 ギャラリー |

## 展示パネル

### 労働問題でお困りの方へ

～労働委員会に相談してみませんか?～

#### 労働委員会とは・・・

**労働者委員**  
(労働組合役員等)



**公益委員**  
(弁護士等)



**使用者委員**  
(会社の役員等)



労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社の役員等)の**公・労・使各側5名、計15名**の委員で構成されています。

### ケース1 これってパワハラ?①

正社員として勤務しています。直属の上司から「なぜできないのか」「小学生以下だ」と日常的に叱責されます。より上の上司に相談しましたが、「直属の上司の性格だから我慢して」と言われました。これはパワハラですか?また、どうすれば解決しますか?

#### 具体的な対処法

まずは他の上司や会社のハラスメント相談窓口、または労働組合に相談しましょう。それでも解決しなければ労働局に使用者への指導を求める方法も考えられます。また、日時、場所、言動などを録音やメモを用いて「客観的事実」と「どう感じたか(主観)」に分けて記録しておくことをお勧めします。



## パネル展の様子



## 7 関係機関等との連携

関係機関等に対し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、労働相談件数の業種別割合において「医療・福祉」が最も多くなっていることから、医療・福祉関係団体構成員へ啓発資料の配付や、労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知協力を求め、連携の強化に努めました。

## ポスター

日本のひなた  
宮崎県

働く皆さんも  
雇う側の皆さんも

無料  
匿名OK

解雇 賃下げ 退職  
パワハラ 配置転換 など

職場の困りごとは  
こちらへ  
ご相談ください。

労働委員会が  
解決をお手伝い  
します!

働くあんしんサポートダイヤル  
**(0985) 26-7538**  
月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)8:30～12:00、13:00～17:00

宮崎県労働委員会  
〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9-10 (県庁3号館6階)

この二次元バーコードから  
ホームページにアクセスできます! ▶▶▶  
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdohi/index.html>

# リーフレット

## 労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機期間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

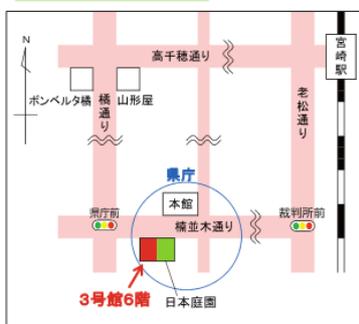
などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



## 交通アクセス

労働委員会付近略図



宮崎県労働委員会

〒880-0805  
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階  
8:30～12:00、13:00～17:00  
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**  
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715  
HP 相談フォームを用意しています



宮崎県労働委員会 検索

## 仕事のトラブルで ま悩みの方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇  
された…

残業代が  
出ない…

なぜ急に  
異動？…

パワハラ  
では？…

相談 無料



秘密 厳守

宮崎県労働委員会  
TEL 0985-26-7538

## 労働委員会って何をやるの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

使用者

労働委員会

公正・中立  
無料です。

**労働委員会は三者構成です**

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



**労働者委員**  
労働組合の役員など  
労働者側の事情を的確に把握



**公益委員**  
弁護士など  
公平な第三者の立場



**使用者委員**  
会社の役員など  
使用者側の事情を的確に把握

**まずはご相談ください！**

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご相談ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



## 解雇トラブルが解決したケース



**労働者と使用者のトラブル解決 (あっせん)**

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会（あっせん員）が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労働間で  
トラブルが発生  
(自主解決が困難)

労働委員会へ  
あっせん申請

事務局職員に  
よる事情聴取

あっせん実施  
(あっせん案提示)

受諾

解決

拒否

打ち切り

# 労働委員会PR用チラシ

労働者（働く人）と使用者（会社、団体等）のみなさん

## 労働者と使用者の トラブル解決をお手伝いします！

相談無料 秘密厳守 公正・中立

こんなお悩み、ありませんか？

労働者側の相談例

- ・突然解雇された…
- ・残業代が出ない…
- ・パワハラでは…？

使用者側の相談例

- ・転職に応じてくれない…
- ・勤務態度に問題のある職員がいて困っている…

まずは「相談」してみましょう！

宮崎県労働委員会では、労働に関するお悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。まずは、お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

※あっせん制度を裏面に御紹介しております。裏面も御覧ください。

～働くあんしんサポートダイヤル～

### 0985-26-7538 (専用ダイヤル)

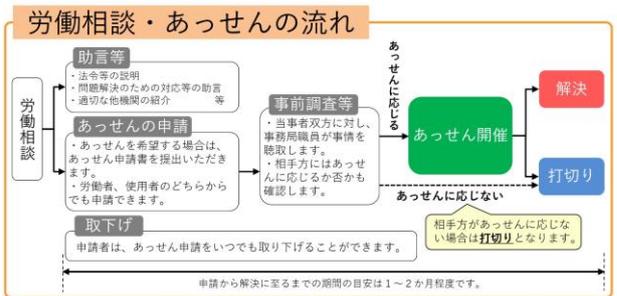
※通話料等通信料は利用者負担となります。

受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00  
(土日・祝日、年末年始を除く)

- ◆労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています
- ◆電話相談のほか、メール専用相談フォーム、FAX、面談による相談も受け付けています  
(相談方法の詳細についてはホームページを御確認ください)

当委員会HPのQRコード

宮崎県労働委員会 〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9番10号 (県庁3号館6階)  
TEL: 0985-26-7262 FAX: 0985-20-2715



### あっせんの対象となるトラブルの例

- 突然解雇されたが、納得できない。
- 一方的に賃金を下げられた。
- 職場のパワハラが改善されない。
- 従業員が配置転換や転職に応じてくれない。

など

### あっせんの対象とならないトラブルとは

一方的に「不満を持っている」というだけではあっせんの対象にはなりません。相手方に訴えても改善されない場合や、当事者同士で話し合いを行ったが解決できなかった場合にあっせんの対象となります。また、裁判や労働審判で争われている事案、労働者の募集・採用に関する事案、労働者同士のトラブルは対象外です。

### あっせんとは

労働者と使用者間のトラブルについて、労使間の話し合いがまとまらず自主的な解決が望めない場合に、解決に向けたサポートを行う制度です。

公・労・使委員の三者から構成される「あっせん員」が当事者双方の言い分をお聞きして、問題点を整理のうえ、助言を行い、合意点を探りながら歩み寄りを勧め、「あっせん案」(解決案)を提示するなどして、話し合いによる円満な解決をお手伝いします。

あっせんのイメージ

非公開・秘密厳守 無料 簡易・迅速 公正・中立

### 労働委員会とは

労働委員会とは、労働者個人又は労働組合と使用者との間で生じた紛争を解決するための公正中立な県の行政機関です。

**公益委員** (弁護士等)、**労働者委員** (労働組合役員等)、**使用者委員** (経営者団体の役員等) の公・労・使各側5名、計15名の委員で構成されています。

詳しくは、宮崎県労働委員会のホームページをご覧ください。

宮崎県労働委員会 検索

スマートフォン用QRコード (当委員会のHPが表示されます)

# 労働相談会啓発用チラシ(3連休集中労働相談会)

日本の心なほ宮崎県

## 「3連休」集中労働相談会

令和7年  
10月11日(土)、12日(日)、13日(月・祝)  
9:00～12:00、13:00～17:00

賃金未払 解雇 パワハラ など…

### 働くあんしんサポートダイヤル

## 0985-26-7538

※平日は8:30～12:00、13:00～17:00

相談無料 秘密厳守

☆相談方法：電話、面談(要予約)、FAX、HP上の相談フォーム  
☆対象者：県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者  
☆場所：宮崎県労働委員会事務局(県庁3号館6階)  
※10月20日(月)は、労働委員会委員による労働相談会(裏面参照)を実施します。

主催：宮崎県労働委員会

解雇、休職・年休、パワハラなど、職場では様々なトラブルが発生します。宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについて、**相談無料・秘密厳守**で相談をお受けします。

「どこに相談すればいいのかわからない…」  
「こんなこと相談していいのかな…」  
労働に関するお悩みであれば、お気軽にご相談ください。労働組合や使用者からのご相談も受け付けています。

そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

### 労働委員会委員(弁護士、社会保険労務士、労働組合役員、会社役員等)による労働相談会(面談)を毎月実施中!

第6回：令和7年10月20日(月) 14:30～15:30

※面談は予約が必要です。(先着順)

予約方法  
・電話(0985-26-7538)  
・予約受付時間：平日の8:30～12:00、13:00～17:00  
・労働委員会ホームページ上の予約申込みフォーム  
・予約締切 令和7年10月15日(水) 17:00  
詳細は労働委員会ホームページをご覧ください。

県庁外客車駐車場のご案内

休職・年休 退職 など…

### 宮崎県労働委員会

〒880-0805  
宮崎市橋通東1丁目9番10号  
(県庁3号館6階)  
TEL: 0985-26-7538 (相談専用)  
FAX: 0985-20-2715

労働委員会 ホームページ

